

## 新十津川町告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、新十津川町が発注する物品（土木建設機械器具を除く。）の購入、委託（測量委託並びに工事に係る調査及び設計委託を除く。）、役務、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和3年1月6日

新十津川町長 熊田 義信

### 第1 資格要件

競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 1 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定する者でないこと。
- 2 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 3 参加しようとする競争入札に係る契約の性質又は目的において、その履行について法令の規定に基づく許可、認定、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、免許、登録等を受けている者であること。
- 4 申請日時点において引き続き1年以上事業を営んでおり、かつ、当該期間においてその事業に係る売上高を有していること。
- 5 国税、都道府県税及び町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者であること。

### 第2 資格の有効期間

令和3年4月1日（随時申請により資格を得た場合は、登録決定通知のあった日）から令和5年3月31日まで

### 第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載していないことが判明したとき。
- 3 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき。

### 第4 資格審査の申請の時期及び方法

- 1 申請の時期

令和3年2月1日から同月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
ただし、当該時期とは別に随時申請を受け付ける場合がある。

## 2 申請書様式

次の場所で配布する。

- (1) 新十津川町ホームページ
- (2) 新十津川町役場総務課財務・情報グループ

## 3 申請の方法

申請書は、郵送により提出すること。ただし、郵送が困難な場合に限り、持参による提出を認める。

## 4 提出先

〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1

新十津川町役場総務課財務・情報グループ